

## 宝塚大学における公的研究費に関する不正防止対策の基本方針

平成 27 年 3 月 2 日

学長決定

### 1. 趣旨

この基本方針は、国又は独立行政法人から本学に配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用、不正受給、及び研究活動における不正行為を防止するために必要となる事項を定めるものである。

### 2. 基本的な行動規範

- (1) 本学における公的研究費の運営・管理、及び研究活動に関わる全ての構成員は、公的研究費の不適切な執行や目的外使用、並びに研究活動における不正行為が国民及び委託者の信頼を裏切る行為であり、本人や大学の社会的信用に影響を及ぼすことを自覚し、研究の実施、及び公的研究費の使用・管理にあたり、関連法令、通知、諸規定等を遵守しなければならない。
- (2) 本学の研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、執行、報告等の過程において、高い倫理性が求められていることを自覚し、誠実に行動しなければならない。また、研究・調査データの適切な管理を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担もしてはならない。
- (3) 本学の研究者は、教育、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重しなければならない。
- (4) 本学の研究者は、自らの研究活動において、個人と所属機関、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- (5) 本学の構成員は、不正を知ったときは、速やかに通報窓口に通報しなければならない。

### 3. 責任体系

- (1) 本学を統括し、公的研究費の運営・管理、及び研究倫理教育について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。  
最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理、及び研究倫理教育について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事

務局長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 各部署における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、各研究科長、専攻科長、各学科長、各事務部事務長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア. 自己の管理監督する部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

イ. 不正防止を図るため、部署内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

ウ. 自己の管理監督する部署において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

- (4) コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、部門等の組織レベルで副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

- (5) 各部署における研究倫理教育についての実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、各学部長、各研究科長、専攻科長、各学科長、各事務部事務長をもって充てる。

研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、部署内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (6) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）及び研究倫理教育責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

#### 4. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続き、並びに研究倫理に関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理、及び研究活動に関わる全ての構成員に周知を図る。

#### 5. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

## 6. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、公的研究費の運営・管理、及び研究活動に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育、及び研究倫理教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

## 7. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 最高管理責任者は、第三者機関に公的研究費の不正に係る通報窓口を置く。
- (2) 第三者機関は、不正に係る情報について、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、以下のアからオを含め、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。
  - ア. 告発等の取扱い
  - イ. 調査委員会の設置及び調査
  - ウ. 調査中における一時的執行停止
  - エ. 認定
  - オ. 配分機関への報告及び調査への協力等
- (4) 調査後において懲戒等を必要とするときは、「懲戒委員会規程」に基づき処理する。

## 8. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施

- (1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、防止計画推進部署を置く。
- (2) 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。
- (3) 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

## 9. 研究費の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、当該部署の公的研究費の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 物品等の購入依頼又は発注をする者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- (3) 不正な取引に関与した業者については、「宝塚大学法人の契約にかかる取引停止の取扱要領」に基づき、取引停止等の措置を講じる。

- (4) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、次の措置を講じる。
  - ア. 発注者以外の者による確実な検収を実施するため、各事務局職員に検収を実施させる。
  - イ. 本学のルールを内外に周知するため、構成員が有する発注事務の範囲等を明らかにしてホームページで公表する。
- (5) 換金性の高い物品については、公的研究費等で購入したことを明示するとともに、物品の所在が分かるよう記録し、適切に管理する。

#### 10. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、ルールに関する相談を受ける部署として、法人本部事務局財務課に相談窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

#### 11. 監査体制

- (1) 内部監査については、内部監査に代えて毎年定期的に外部監査を実施する。
- (2) 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。
  - ア. 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
  - イ. 防止計画推進部署と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
  - ウ. 監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

#### 12. 研究活動における不正行為を抑止する環境整備

本学の研究者は、研究活動における研究・調査データを所定の期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

#### 13. その他

最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」、及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。